

林久美子君 お疲れさまでございます。

民主党の林久美子でございます。どうぞよろしく願いを申し上げます。

国も地方も今は大変に疲弊をいたしておりますが、そうした中で、住民にとって最も身近な地方自治体がいかに住民のニーズにこたえていけるようにしていくのかというのは非常に重要な課題であるというふうに思っております。

私個人といたしましては、教育や医療や福祉といった非常に重要な部分については、日本全国どの自治体にあっても一定の水準がしっかりと確保されなくてはならないというふうに思っております。そのためには国がしっかりと責任を持つ、これは財源含めてでございますが。安心した一定の行政サービスが行われて住民の暮らしの安心が確保された上でのプラスアルファの部分は、それぞれの自治体の裁量権というのは大いにあっていいことだと思っておりますけれども、まずはそのベースの部分が非常に今脅かされている中で、そこをどうやって再構築をしていくのかというのは、非常に今このときにあって避けて通れない重要な課題であるというふうに考えております。

鳩山大臣は、御答弁を伺っておりますと非常に前向きな御答弁を繰り返してなさっていらっしゃると思いますので、大変に頼もしいなと思って拝聴をしておるんですけれども、今日も、鳩山大臣らしく、前向きな地方の味方の鳩山大臣として御答弁をいただくと有り難いなと思います。よろしく願いいたします。

それでは、まず三位一体改革の評価について冒頭お伺いをしたいというふうに思います。

補助金が削られて、地方交付税も圧縮をされて、片や税源移譲はわずか三兆円にとどまってしまった三位一体改革によって随分と地方の風景も変わってきたような気がしております。正直申し上げます、財政力の強い一部の、ごくごく一部の自治体を除いてほとんどのところは厳しくなったというのが率直な感想でございます。

さて、今年二月十二日の衆議院の本会議において、地方税法等一部改正案及び地方交付税法等一部改正案の趣旨説明と質疑におかれまして、鳩山総務大臣は、我が党の原口議員の質問に対して、三位一体の改革の評価について重要な御答弁をされました。これは三位一体の改革が必ずしも正しくない部分があったという内容であったかと思うんですが、改めまして、三位一体改革への評価について、大臣の御見解をお伺いいたします。

国務大臣（鳩山邦夫君） 私は正直を旨としておりまして、結果として正しくなかった部分があることは間違いないからそのように申し上げているわけです。

三位一体改革は、三兆円の税源移譲ということで所得税から住民税への移譲を行ったという意味では、国税が地方税へ移るということは画期的なことでありましたから、今後の地方税財政改革を考えれば、その第一歩を踏み出したという意味合いは高く評価しなければなりませんのでありましょう。しかしながら、三兆円の税源移譲はしましたが、あとは行

革をやれということなのか、四・七兆円の補助金が削られているわけですから、その差額の一・六兆円というのは地方に節約しろと言っているようなものだろうと、そう思います。

また、地方交付税の見直しが非常に急でありました。当時は地方税収が比較的好調だった。しかも、そこに三兆円移ってきたから地方税収がぐんと伸びた時代であっただけに、まあ三位一体というのは案外いいなという評価をした地方団体の方々もおられたのかもしれない。しかし、これが通常の姿に戻ってくる、あるいは現在のような百年に一度というような景気、経済金融情勢になりますと、あのときに地方交付税の削減が余りに急激に行われていたために、今、林先生がおっしゃったように、一部の財政力のある団体以外はみんな軒並み財政が厳しくなってしまった。

つまり、地方交付税と地方税が地方の自由に使えるお金であって、地方団体に言わせれば、地方交付税というのも地方の固有財源だと、本来地方がもらうべきものをそういう形で法定率を定めて国から移しているという意味では、その地方団体の言い分は間違っていないと。その地方交付税を急に減らし過ぎたということが何といても三位一体改革の最大の問題であったわけで、どのような改革にも光と影があるわけですから、郵政民営化だってそれは大改革で私は賛成した方だ、しかし、やっぱり影もまた濃いわけですね。

その影というのは、例えば、郵政の文化が場合によっては消え去りそうになっているとか、郵便局長さんたちが集荷できないとか、事業会社の人々が配達に行ってもお金を預かれないとか、これは明らかにやっぱり影の部分、つまり住民の利便性の低下になっている。これをどうやって直していくかという問題もあれば、かんぼの宿の超安売りみたいなとんでもないことまでが影の部分として色濃く出ている。

だから、私は、一つの改革をやって、影の部分が出たらそれを直していく、フィードバックしながら良くしていくというのが政治の当たり前の姿だと、こう考えておきまして、三位一体改革が評価できる部分は十分あるけれども、今の地方団体を苦しめている事実は間違いないと考えております。

林久美子君 大臣のおっしゃるように、非常に光と影という部分があって、影の部分が高濃くなってしまうと、影の濃い部分はその都度見直して直していかなくては行けないと、非常に正論でお答えをいただいて、ありがとうございます。

おっしゃるように、通常、三位一体改革の成果としては、国庫補助負担金の改革でおよそ四・七兆円、住民税から所得税への税源移譲でおよそ三兆円、そして地方交付税の改革でおよそ五・一兆円だというふうにされているんですけども、しかし、これ地方からすれば、これまで行政組織の再編統合や、国に先んじて大幅な定数の削減や給与カットにまで踏み込んで、非常に一生懸命に地方はやってきていると。ある自治体から、小さな自治体からなんか言えば、もう行革の努力も限界に来ているんだという声すらも聞かれているのが今の現状でございます。

一方、国はどうかといいますと、これはまた後ほど触れますけれども、やはりどうして

も地方の方にばかり痛みが押し寄せられてしまっているんじゃないかというのは地方の側に立てば当たり前の感情でして、もっとしっかりやってよというのが地方自治体の気持ちではないかなというふうに思うところでございます。

三位一体改革などによって地方に努力を非常に強いている中で、一方で地方を苦しめ続けるような制度が残されているという問題も、これはあるというふうに思っております。

こうしたものの中に法人課税に係る還付加算金というのがございます。大臣よく御存じだと思いますけれども。景気の急激な落ち込みによって、法人住民税や法人事業税など法人課税に係る税収の落ち込みが地方の財政に大きな打撃を与えていると。その上、確定申告によって中間申告で納付された税額が過大になって、還付加算金が結果、それを下回るので、返さなきゃいけないので膨大になってしまって、より一層ただでさえ厳しい地方の財政を圧迫しているというのが現状であるというふうに思います。

正直言って、私も、この還付加算金というのは、常時それこそ右肩上がりのころは、これはこれで全くベケの、駄目な制度とは言い切りませんが、今百年に一度の危機だと言われている中で、しかも、非常に厳しい、なかなか景気の回復も見込めない中で、こういうものをいつまでも放置してはいけないんじゃないかと、しっかり考え直さなきゃいけないんじゃないかと思っているんですが、まず冒頭、教えていただきたいんですが、そもそもこの還付加算金というのは、いつ、どういう目的で創設されたものなのか、御答弁をお願いを申し上げます。

政府参考人（河野栄君） お答えを申し上げます。

還付加算金でございますけれども、税の納付が遅延した場合、この場合は延滞金等が課されるわけでございまして、これとのバランスを考慮して、還付する場合にも一種の利子として還付加算金を付するというようにされているものでございます。こうした還付加算金の制度あるいは延滞金等の制度につきましては、基本的に、国税と地方税を通じて同様の制度として整備されておるものでございます。

この還付加算金の沿革等でございますけれども、これ、現行地方税法の制定当初から設けられておる制度でございまして、その割合等につきましては若干変遷ございますけれども、昭和三十八年度の改正によりまして、現在の本則割合として年七・三％という割合が定められております。その後、平成十一年度改正におきまして、非常に低金利の状況下でございまして、特例措置が設けられておりまして、日本銀行法の規定により定められる商業手形の基準割引率、いわゆる公定歩合でございますけれども、に年四％の割合を加算した特例基準割合が先ほど申し上げた七・三％の割合に満たない場合には、還付加算金の割合を特例基準割合とする特例措置、こういうものが設けられて現在に至っております。

現在は、この特例措置の適用によりまして、還付加算金の割合は年四・五％というふうになっているところでございます。

林久美子君 今御答弁にありましたように、昭和三十八年度の改正で七・三%とされました。その後、いろいろ景気の状態が非常に合わなくなってきたので、特例が付けられて、十一年に四%プラス公定歩合になりましたという御答弁かというふうに思うんですけども、そもそも、この還付加算金というのはいわゆる延滞金と裏表の関係にあるというお話でございましたけれども、非常にこの七・三%という数字も、実際四十六年間も据え置かれているわけです。そして、この特例基準割合と言うそうですが、この四・五%というのも、非常に私はこれ市中金利に比べても高いんじゃないかというふうに思っております。

今、お手元の方に日経新聞の記事をお配りをさせていただいておりますけれども、ちょっと一部御紹介させていただきますと、四十七都道府県が二〇〇九年度予算案に計上した還付金の総額は四千六百三十四億円で、二〇〇八年度の二・一倍に達したと。この還付金の大半は今ちょっと取り上げていますいわゆる法人関係税であるということでございますけれども。このうち、愛知県の還付金が一千百四十七億円、この中の還付加算金は四十二億円にも達しているんだそうです。

大臣、非常にこれは高いんじゃないかと、非常に地方の財政をより一層厳しいところに追いやるのではないかというふうに考えるんですけれども、この割合についてはどのようにお考えでしょうか。

国務大臣（鳩山邦夫君） 今税務局長が御答弁申し上げたように、延滞金とバランスを取っているというのが一つ、それから、国税にも同じような仕組みがあるので、国税と地方税で見合うようにしているということが一つなんだろうと思います。

ただ、常識的に言うと、延滞金というのは、罰金という言い方は良くないかも、何かちょっと迷惑掛けましたという罰則の意味合いが含まれていますね。この還付金というのは経済状況の急変で起きることでしょうから、これは地方団体が間違っ取っちゃったというお金ではありません。経済情勢でやむなく税の還付が必要になるということですから、これを見合いとしてきているのは事実なんですけれども、常識的に考えると、本当は見合いという概念はおかしいかもしれませんね。延滞金というのは、遅れてごめんという、謝りかな、罰則というよりも過ち料、謝り料みたいなものが含まれている。片方は誤って取ったわけではないわけですから。

それにしても、この本来の基準は七・三%であって、それに満たない場合は四%と公定歩合の合計ということで、今四・五%。これは今の低金利時代にこんなデリバティブはないと思うけれども、何か、あったら買いたくなるような信じられない金利ですね。今すぐ制度が変えられるというものではないかと思いますが、そこに疑問を感じる私の気持ちは決して間違っていないと、こう思います。

林久美子君 非常に分かりやすい御答弁ありがとうございます。

ただ、今すぐに変えられるわけではないというお話でございましたが、これは私、大臣の判断一つで変えられるものじゃないかなと正直思っております。

今おっしゃったように、ペナルティー的な要素のものと、要するに、最初からそうしようと思ってじゃなくて、その前年度の実績に応じて自動的に法律で定められて入ってくるお金に対して加算をして返さなきゃいけないというのは余りにも非常に理不尽なのではないかというのと併せて、先ほど申し上げましたが、普通るときじゃないわけですね、今。百年に一度の危機と言われ、地方自治体がまさにこれから生きるか死ぬかという非常な困難な状況にある中で、これを放置しておくというのはやはりおかしいというふうに私は考えるわけでございます。

これで、やはりこうやって経済情勢が下向き加減になっていて、いつぐらいになったら回復するのか、どうなっていくのかと非常に分かりにくい中で、この還付加算金によって、地方自治体からすれば本来やりたいことまでできなくなるわけですね、返さなきゃいけないから。それは結果的に、そこに住んでいる住民のサービスが落ちていくということになるわけで、これは国民、県民、市民のために当然ならないし、地方自治体のためにもならないということを考えたときに、やはりこれはもう思い切って、大臣、この割合を引き下げるか、この法律をこのまま今残すのであれば、当分の間それを何らか国が補てんするかとかそういうことを考えるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

国務大臣（鳩山邦夫君） 一つ考えなくちゃいけないのは、還付を受ける側の企業、これが中小企業である場合にどうかと、こういう点だろうと思いますが、これは確かに地方自治体にとっての大きな負担になる問題でもありますから、どういうことが可能であるか、税務局長とよく相談してみます。

林久美子君 今の御答弁は、可能であるか検討するというメニューの中にこの割合を下げるということと国が何らか補てんをするということは選択肢として当然入るということによろしいですか。

国務大臣（鳩山邦夫君） 国がということであれば、これは財務当局とも話し合わなくちゃいけないことでございますけれども、私も政府の一員でございますから、それは検討する範囲には全部入ります。

林久美子君 たしか前回の委員会で大臣は地方を元気にするのが私の役割だと、使命だとおっしゃったかと思えます。私、その言葉を信じておりますので、どうかそれは政府の中でしっかりと地方の味方の大臣としてリーダーシップを発揮いただいて、是非、割合を下げるか、国が何らか措置を、補てんをするか、どちらかの選択をしていただきたいということをしつこいようですがお願いを申し上げますが、一言お願いします。

国務大臣（鳩山邦夫君） 百年に一度ということ、したがってその金額が、それはまた無責任なことですけれども、この還付金の金額が史上最高とか第何位というような水準を示すことが十二分に予想されるわけでありますから、そういう状況を見ながら、これが地方団体の負担になる、還付金の何というんですか、加算ですね、還付金の加算される額が地方の負担になるということであるならば、地方を救うのが私の使命でございますから、当然そういう方向で考えます。

林久美子君 ありがとうございます。そういう方向で考えますという御答弁をいただきましたので、期待して、これは地方も、大臣、大いに期待をしているところなんです。鳩山大臣にしかできない法改正を、制度改正を含めて是非お願いをしたいというふうに思っています。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

もう一つ、地方にとって大きな負担となっているのは借入金の償還の問題です。地方交付税は国税五税の一定割合を収入として、それを基礎的財政需要額として財源不足の自治体へ、地方自治体へ配分するという制度でございますが、実際には国税五税の税収不足など収入が必要額を下回るケースが多くて、このため昭和四十年代後半から交付税特会で借入れが行われてまいりました。昭和五十八年度には残高がおよそ十一・五兆円に達したものの、幸い平成三年度までにバブル景気による税収増から全額の繰上償還が達成をされました。

しかしながら、バブルの崩壊や、先ほど認識を伺いましたが、三位一体改革などによって平成六年度から再び大規模な借入れが行われて、平成十八年度末に残高はおよそ五十三兆円にまで達しています。その後、平成十九年度に国負担分のおよそ十九兆円は一般会計に承継をされ、地方負担分は平成十九年度から交付税特会において順次償還をされることになったわけでございます。

しかし、実際には、景気低迷による税収の落ち込みから、早くも平成十九年度から二十一年度までの地方負担分の償還予定額は、地方交付税の総額確保を名目として後年度の方に先送りというか繰り延べられまして、償還は二十二年度から始まることになっているわけでございます。

世界規模の深刻な景気後退が進み、外需依存の景気回復を我が国は続けてきたわけですが、同じような回復が当分の間なかなか見込めないと、厳しい状況が続くということは当然避けられないわけございまして、景気の落ち込みが今日ほど深刻ではなかった平成十九年度すら予定どおり償還ができなかったということを考えれば、二十二年度からこの巨額の借入金を計画どおり償還していくというのは、もう正直言って不可能に近いと言っても過言ではないというふうに思っております。

今後償還する予定とされているこの三十四兆円でございますけれども、この際、私は、

交付税特会ではなくて国が責任を持って一般会計に承継して、少しでも地方の負担を軽くして、地方が本来果たすべき行政サービスが安心して果たせるように、また、きちっと再スタートが切れるようにこれは後押しをするべきではないかと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

国務大臣（鳩山邦夫君） 交付税特会の借入れは、現在三十三兆六千億かな、残っているんだと思いますが、これは、現在はもちろん臨財債の発行をしておりますから交付税特会の借入れはやっておりませんが、この交付税特会の借入金についても国と地方の折半ルールというものが適用されまして、国負担の特会借入金は、これは一般会計に承継させて国の一般会計における借金としたわけでございまして、地方に残されておるのが三十三兆六千億円でございます。これは、地方が将来の地方交付税の原資の増収で負担すべき地方負担の特別借入金として区分されているわけでございまして、地方がこれから返していくということになるわけでございます。といっても、最近は何というんでしょうか、返さないでそのままにしてあるわけでございますが。

本来の地方負担分について、これは国の一般会計に帰属させるということは、多分国庫当局の理解は全く得られないだろうと思います。また、モラルハザードという言い方はしたくはないけれども、地方でもやはり、地方にも責任があるわけでございますから、国と地方の役割分担の中で、このことまで国に全部という、ある意味では徳政令を出すような感じかもしれないんですが、それはなかなか正直言って難しいというのが私の答弁になってしまいます。

ただ、この間からこちらで申し上げておるように、外国の例を出して説明をするというのは余り私の好きな手法ではないけれども、ヨーロッパの諸国では、概して国と地方の借金というものは、基本的に国が背負って地方には余り背負わせないという強い傾向が見られるわけでございまして、よく言われる国と地方の累積された借金残高は幾らなんだと、国が六百兆で地方が二百兆だと。三対一というのはヨーロッパ諸国に比べれば非常に地方の割合が大きく出ております。

ですから、林先生がおっしゃる事柄をそういう意味合いでいうならば、この際、地方に徳政令を出して、この三十三兆六千億円を国が背負うというぐらいの地方を優遇する国であってほしいと私は思うけれども、ただ、今のこの時点での御質問であれば、やっぱり折半ルールでやってきておりますから、これは根本的に国と地方の役割を考え直していく中で初めて解決できることであって、今のところこの三十三兆六千億を国に背負わせるというのはちょっと無理かなと、こう思います。

林久美子君 大臣の今の御答弁の中で私ちょっと気になったのが、地方にも責任があるとおっしゃっていたんですけれども、折半ルールにしても何にしても、結局これ、私、国が借金させたんだというふうに正直申し上げたいというふうに思っております。

国分、地方分とおっしゃるわけですが、これはいわゆる概念上の問題であって、先ほど大臣御自身が御答弁されましたが、地方交付税、国税五税分について、いわゆる国が集めているけど本来地方に渡す分を、法定率を定めてそれを渡しているわけで、それが足りないから借金させているわけですね。しかも、借金させて半分持てという話をしているわけですが、これは、明らかに国がつくらせた借金である以上、国が責任を持つべきだというふうに私は考えているんです。

そういう国であってほしいという大臣の願いの御答弁もございましたけれども、これ私、大臣、政治決断だと思います。過去、例えば、旧国鉄関係の旧日本国有鉄道借入金とか国有鉄道清算事業団の借入金とか国有林野事業の借入金とか日本四公団関係の借入金とか、挙げれば切りがないんですが、国がこうした借入金を承継しているケースというのはあるわけです。それはいずれも政治判断で行われているわけです。

先ほどから、くどいようですが、百年に一度というのであれば、しっかりと立て直さなくちゃいけないのであれば、こういう政治決断をすべきじゃないかと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

国務大臣（鳩山邦夫君） なかなか鋭くて、私も、責任と言ったときにちょっとしまったと思ったんで、これは責任ではないんですね。つまり、地方交付税が足りないから特会から借入れしたわけですから、使った責任ということはあるかもしれませんが、地方が享受した分について何らかの負担をするという言い方が正しいんで、地方が特会からそれぞれが借金したわけではない。足りない交付税の分を特会からの借入れにしたというわけですから、責任だと言った部分については私は取り消したいと、こういうふうに思っております。

ですが、現在、国の財政状況もこんなふうでございますので、今いろいろと過去のいい例を聞かせていただきましたが、これは、要するに地方分権とか地方行財政の抜本的な改革というのをいよいよやらなくちゃいけないときが迫ってきている。だから、これをできるだけ早く地方行財政の大改革をやっていく中で解決をしていきたい問題だと思いますね。もうこれは近々にやらなくちゃいかぬと思いますね。

林久美子君 地方行財政の抜本改革をやるべきときに来ているということでございますが、この抜本改革をやるときに、こういう借入金を国が承継することも当然私はだから考えるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

国務大臣（鳩山邦夫君） 現在、臨財債という形を取っているのはなかなか巧みなやり方でございますね。これはなかなかうまいことを考えたものだ。これは、特会の借入れよりやっぱり臨財債の方が非常に国と地方の関係を整理するにはいい仕組みなんだと思いますが、しかし、この臨財債というのも、ある意味でいえば、交付税がどんどん増えてい

けばいいですけれども、地方交付税が増えないという状況であれば、これは地方交付税の先食いしている、タコが自分の足食っちゃうような話になってくるわけですから。

ですから、地方と国の、地方税と国税の配分を変えるとか、そういう中期プログラムと言われているぐらいの年限か、あるいは税制の抜本改革というのか、そういう中で、地方の税財政制度の抜本改革をしていく中ではこの問題は取り上げる価値はあります。

林久美子君 ありがとうございます。

今、税制の抜本改革というお話がございましたが、ということは平成二十三年度からでございますね、抜本改革は。それぐらいまでにしっかりとこの辺は整理をして臨んでいただけるということによろしゅうございますか。

国務大臣(鳩山邦夫君) そのようなタイミングでやらなければいけないと考えますね。

林久美子君 ありがとうございます。

そもそも借金が膨らんだのは、地方交付税が十分でないからだということはもう再三再四、鳩山大臣御自身もこの委員会で御答弁をされてこられました。これ正直言いまして、これも大臣御答弁されていますが、国税五税の法定率を私やっぱり上げなきゃいけないと、まずは、というふうに思っております。

平成八年度以降、地方交付税法第六条の三の第二項に該当する大幅な財源不足額が発生したことから、平成十年度以降三年間の措置ということで財源不足を国と地方で折半するいわゆる折半ルールという原則に基づく措置がずっと繰り返し行われてきたわけでございます。

一方で、これは地方交付税法第六条の三第二項が予定している地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正ではないんじゃないかという議論もこれは同時に行われてきているわけでございます。

現在行われている制度改正としての折半ルールでございますが、今のはまさに平成十九年度から十九、二十、二十一と、二十一年度までの三年間の措置であるわけでございまして、平成二十二年度も地方交付税法第六条三第二項に該当した場合は、じゃ、どうするのかと。これまでどおり場当たりのこの折半ルールを続けるのか、それとも、大臣が御答弁をされているように、地方行政のこういう制度改正ではなくて地方交付税率の変更ということを実行されるのか、御答弁をお願いをしたいと思います。

国務大臣(鳩山邦夫君) 私の答弁書にこう書いてあります。

引き続き巨額の財源不足が生じていることを踏まえれば、地方交付税法第六条の三第二項に基づき、地方行政財政制度の改正又は地方交付税の法定率の引上げを行うことが必要であり、地方交付税の法定率の引上げは常に検討すべき課題。ここまでは全く正しいと思

ます。

その一方、国も大量の公債を発行する厳しい財政状況にあることを考慮すると、法定率を直ちに引き上げることは現実には困難であるため、景気回復を最優先しつつ、地方交付税の特例的な加算や臨時財政対策債の発行等により財源不足を補てんしているところがございますと、こうなっているわけです。今後、経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革に取り組む際には、地方消費税の充実、地方交付税の法定率の在り方の検討など、地方税財源の充実に取り組んでまいりたいと。

これは模範答案で、私、これ自体間違っているとは思いません。ただ、一番気になるのは、これにやっぱり政治的な判断を加えなくちゃいかぬだろうと。つまり、法定率を直ちに引き上げることは現実には困難であると、今はあきらめていますよということは、今年ぐらいならばいいですが、この考え方をずっと貫いていきますと、地方交付税法第六条の三第二項の状況、つまり、財源不足が三年続く、つまり財源不足というのが一定期間続くと。財源不足というのは交付税の不足額が一割以上と読む、一定期間というのは三年と読むとすれば、まさに今その状況が続いていると。

ごく短期的に考えれば、やはり臨財債の発行だ、折半ルールだというのが、一種の行財政制度の考え方だと、改正だというふうにとらえることはできますけれども、先ほど申し上げましたように、中期プログラムと言われる、二年なのか二年半なのか三年なのか、タームの取り方は非常に難しいと思いますけど、今から二、三年の間に景気も経済も回復して中期プログラムで議論されているような状況になってくれば、そのときに絶対にやらなければいけないと。

それは、法定率の引上げもあるし、国税五税を対象税目の見直し、もっと増やすとか、あるいは中期プログラムで地方消費税をうんと増やしてくれるんだったら消費税は除いたっていいわけだし、いろんなそういう大改革を先ほど申し上げたような二年とか三年という中期プログラムで言われている期間のときにやらなければならないと、こう考えます。

林久美子君 大臣、今、今年ぐらいならいいとは思いますがとおっしゃったんですが、私は今年ぐらいならいいとは思っていないくて、本当に、今地方はもう本当に悲鳴を上げているわけです。住民が近くにいて、住民が求めるサービスがあって、それにこたえたいのにこたえられないのが今の地方の現状なわけです。

それで、私は正直言って一刻の猶予もないと思っている中で、今の御答弁だと、今から二、三年の間に法定率の引上げも対象税目の見直しも行うんだということをおっしゃっていましたが、じゃ、まず平成二十二年度、折半ルール切れるわけです。この二十二年度はどうされるんでしょうか。

国務大臣（鳩山邦夫君） 来年度、つまり今年の年末ぐらいには翌年度の地財計画を作っていくわけですから、当然そのときにある程度の二十二年度の方針は決めるわけであり

ましようし、私が再び議員やっけられるかどうかの保証もありませんし、それは選挙というのを挟みますから何が起きるか分からないことでしょうが、仮に、仮にですよ、これは常識ではあり得ないことですが、もし私がこの暮れに総務大臣を継続してやっけおたら、二十二年度の地財計画に向けては相当な大激論を財務当局にも吹っかけていくでしょうね。

林久美子君 選挙を挟みますけれども、私は、今の大臣としてのお考えを聞いているわけです。そのときの大臣がだれかというよりも、やはり今の総務大臣として、二十二年度をちゃんと見通しながら、現下の経済情勢を把握をしながら当然来年度のことも考えていくのは当たり前のことだと思いますので、大激論というお話でございましたけれども、今の段階で大臣は二十二年度をどうしようと思っけいらっしやるのかと。だって、劇的に回復するなんてまず考えられないわけですよ、普通の感覚からすれば。その中でどうするんだと、実際制度は切れてしまうんだからということのを伺っけいるわけでございますので、今の大臣が決めるとすればどうされるかと。お聞かせください。

国務大臣（鳩山邦夫君） 劇的な経済回復、景気回復があり得るかあり得ないかということは昨日の経済財政諮問会議でも随分議論があつたところでございます、それは、アメリカも超大型の予算を組んで景気回復のために懸命であつて、少なくとも来年はプラス成長にしようというのがアメリカの考え方だろうと、こういうふうにお思っけおります。

そういう状況を見なければ何とも言えないとは思っけますが、少なくとも、少なくとも総理の言う全治三年という考え方にしてみても、全治三年というのは三年目で急に立ち直るというわけではなくて、今から一生懸命努力をして立ち上げていかなければいけないわけですから、当然、それは折半ルールとか臨財債ということも頭に浮かぶとは思っけますが、二十二年度の地財計画を作っけいく上で、当然、中期プログラムのスケジュールで地方行財政制度の抜本改革をやっけいくならば、何らかの芽が出ていくようなことぐらいいはしないと、結局は地方行財政の全治三年ということもできなくなりますね。

林久美子君 済みません、二十二年度どうするののかというお答えにはなつていないような私は気がするのですが。まあなかなか言いにくいのかなという大臣のお立場も理解をしつつ、二十二年度は折半ルールをやめてもらいたいというのが私の正直な感想です。正直な感想です。

折半ルールをやめて、税制改正でございますね、税制の抜本の見直し、二十三年度からですね。二十二年、切れるわけですね。二十三年度を待っけいたら二十二年は空くわけですね、当然。ここで私は、税制改正を待つことなく、もう折半ルールもやめて法定率を引き上げるべきだというふうにお思っけいます。

大臣、二、三年というお話ありましたが、こういう選択は可能かどうかだけちょっとお

答えいただいていますか。

国務大臣（鳩山邦夫君） 答弁の繰り返しになってしまいますけれども、少なくとも、法定率の引上げとか対象税目の変更とか、そうしたことについての我々として一番望ましい姿に向けての主張というものは、当然、二十二年度の地財計画を作る以前からしていかなければならないと思っています。

林久美子君 では大臣、私は非常に前向きな大臣の御答弁ですので前向きに受け取らせていただきたいんですが、地財計画を作るときには、法定税率の引上げも対象税目の入替えも、そうしたことも、総務大臣として地方の立場に立って御主張いただけるというふうに理解をいたしますので、そのようによろしくお願いを申し上げます。

本当は税目とかももうちょっと細かく伺いたかったんですけども、要は、税目についてちょっとやっぱり見直さなきゃいけないと私も思っていて、その理由は、地方交付税である五税は国税収入の全体以上に景気反応度はやっぱり高いんですね。非常に高い。国税の一般会計分については、平成二十一年度当初額は平成二十年度補正予算額に比べて三千二百六十億円の減で、割合にすると〇・七%の減です。これに対して、地方交付税の法定の五税分では、二十一年度当初予算額は二十年度の補正予算額に比べて、国税とほぼ同額の三千五百九十七億円の減なんですけど、割合にすると、国税の場合は〇・七%の減ですが、三%の減になってしまうと。だから、要するに非常に景気反応度が高いわけですね。

だから、やっぱりそういった意味では、地方交付税というのは、基礎的なことをきちっとやるためにも、余り振れないような税目に入れ替えるのか、どうするのがいいのかというのは、しっかりとこれ検討しなくちゃいけないというのが問題意識としてございますので、是非御理解をいただきたいというふうに思います。

次の質問に参りますが、一方で、交付税そのものがはらむ課題というのもやっぱりあるわけですね。これは大臣御自身も義務教育の国庫負担のときに痛烈に感じていらっしゃると思いますが、財政が豊かなときは、でも大体減っていきますが、まあ置いておきまして、財政が厳しい状況の中では特に、その目的になかなか一〇〇%使いたくても使えないという現状がございまして、結果的にはそれが地方自治体の財政力によって提供されるサービスの格差につながってしまっているという問題もございまして。

そこで、公立保育所の運営費についてお伺いをしたいと思います。平成十六年のまさに三位一体改革について議論が行われていたこの総務委員会で、現在我が党の筆頭理事を務めていらっしゃる高嶋理事が、当時、公立保育所運営費の一般財源化について、一般財源化されることで公立保育所における保育サービスの水準が低下するのではないかと懸念をしているというふうに指摘しております。

そこで、これ厚労省さんにお伺いをいたします。一般財源化の前と後、具体的に言うと平成十五年度と十九年度の比較で、この予算はどのようになっているのか、教えていただ

きたいと思います。

政府参考人（北村彰君） お答えを申し上げます。

公立保育所の運営費につきましては、平成十六年度に一般財源化されていることから、厚生労働省としてはそのデータを持ち合わせていないところでございますけれども、社会福祉法人日本保育協会の調査結果によりますと、公立保育所運営費が一般財源化された前年の平成十五年度とその後平成十九年度を比較いたしますと、保育所運営費の入所児童一人当たりの月額経費は二・四%の減となっているところでございます。

林久美子君 それでは、二つまとめて御答弁いただいてもよろしいでしょうか。

一般財源化などの影響によって公立保育所運営費を節減、圧縮した市はどれくらいあるのかというのが一点、そしてもう一点は、具体的な経費の削減の項目として最も縮減割合が高かったものは何か、教えてください。

政府参考人（北村彰君） お答え申し上げます。

同じく社会福祉法人日本保育協会の調査結果でございますが、平成十九年四月一日現在、調査回答のありました市並びに区の中で、一般財源化後に公立保育所運営費の予算を削減したと答えた市区は全体の六一%となっているところでございます。

また、同調査結果によりますと、調査回答のありました市区の中で人件費を削減した市区が五九・四%、旅費を削減した市区が四〇・八%、庁費等の見直しを行った市区が三七・八%などとなっているところでございます。

林久美子君 ありがとうございます。これ一般財源化によって非常に圧縮されているという実例でございます。

公立、民間を問わずですが、もう御存じのように、待機児童の問題は非常に深刻なわけです。保育所が足りない、ハードが足りないという問題がある一方で、実はそこで働く人の確保というのも本当に今難しくなっています。たくさんの子供たちがいて、そのニーズにこたえようとするんだけど、やっぱり人件費も削られている中で非常に定着をしない、人が定着をしない、応募も少なくなっているという現場の声も聞かれています。こうして一般財源化されたことで、こういうところに、非常に生活に密着したところに大きな影響が出ていることについて、大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

国務大臣（鳩山邦夫君） 民主党の鳩山由紀夫さんという人がかつて本会議で、要するに補助金や負担金を全部一括して境を全部なくせという、これはしばしば民主党から聞かれる意見ですが、それに対する答弁書や資料というのが今でも総務省に残っておりまして、時々見るわけですが、結局、すべて一般財源化して自由に地方に使わせるというの

は、それは一つの考え方だと思うんです。それはまさに地方自治なんです。

しかし、実際、義務教も含めて、それは介護だとか国保だとかそういうのでびしっと埋まっていて、実はすき間がほとんどないと。そのすき間みたいなところって何が、すき間をどうやって増やしていくかという、例えば高校以下の私学助成をがあとと削るとか、そうしないと新しい財源が生まれないという、我々が作ったそれに反駁する論拠の資料があるわけなんです。

だから、すべて補助金や負担金を全部一括して交付金にしろというのは一つの考えで地方自治なんですけれども、私は、ちょっと違う話で申し訳ありませんけれども、義務教育国庫負担制度、私が文部政務次官、それから文教委員長とかずっとやっておったんですが、その間に、旅費、教材費を自治省にあげちゃう、その表現で言えば一般財源化。最初は恩給だとか共済の追加費用とか何かそういうのがどんどん、要するに予算が増やせないもんだからどんどんどんどん一般財源化していった。

結局、本当は教材費ぐらいは国が責任持ったっていいわけですね。教材費をやっぱり一般財源化すれば、本当に教材になっているかどうか分からぬのですよ。図書館の本はちゃんと購入してくれたとは言えけれども、それだって本当に購入したかどうかという証拠はないんですよ。私が文部大臣のときに図書館の本を倍にするとぶち上げた。文部省予算でやろうと思ったら、金がなかったから全部一般財源でやってもらった。多分増えたらうけれども、全部が全部そこに使われたかどうかという保証はない。

この保育所の運営費の、公立保育所の一般財源化に伴って同じようなことが、同じようなことというか、結局使われないということが起きれば、それは保育とか教育、さらに子供の命にだってかかわる可能性があるから、一般財源化されてサービスが低下しないということはとても重要なことですが、しかし地方自治体にはみんな財政事情があるじゃないですか、厳しい厳しい財政事情が。そういう中で人件費なんかも随分削られているようでございます。ただ、理屈からいえば、平成十五年と十九年を比較すると、一般的な市町村の歳出が三・一四%減っている。その中で保育所運営費は、これ二・四%と見ていいのかな、失礼しました、一・九%の減にとどまっているというのは、それぞれが苦しい予算の中で保育所の方にはまだ、何というか、予算を削らないできたというふうには見れるのかなというふうには思いますが、とりわけ公立の保育所の問題は、その需要が高いということと、子供の将来にかかわること、あるいは子供の命にかかわることでございますから、できる限りそれぞれの地方団体でこの予算は維持してもらいたいと、こう願うものです。

林久美子君 結局、私はだから財政的に足りていないんだと思うわけですね。ちゃんと地方交付税も足りていないから、こういうことにやっぱり結果的になるわけですよ。だから、先ほども申し上げましたように、法定率を上げてくださいとか、借金はきちっと国が責任を持ってくださいとか、還付加算金はやめてくださいとかいうことを申し上げておるわけでございますけれども、こうした状況はもう、先ほど大臣の方から先んじて御答弁を

いただきましたけれども、教育についてもやっぱり同じなわけですね。大臣は文部大臣をしていらっしゃるのもう私が申し上げるまでもございませんが、結局そういうところのしわ寄せというのは、教育の機会均等とかうたわれていても、そういうところに実際は出ているわけなんですね。

そこで、まずちょっと伺いたいんですが、基準財政需要額において教育費としては今幾ら積まれているのか、教えていただけますか。

政府参考人（久保信保君） 平成二十年度の普通交付税の基準財政需要額、これは全体で四十五兆六千六百六十八億円でございます、そのうち教育費につきましては十兆一千五百四十九億円でございます。全体の基準財政需要額に占める割合は二二・三%でございます。

林久美子君 その中で今御答弁が大臣の方からございましたが、教材費につきましては大臣の御尽力によって、聞くところによりますと、来年度から教材整備緊急三か年計画が実施をされて、三年間で二千四百五十九億円が計上されるというふうに伺っております。大変な御尽力で、これはすばらしいなというふうに私も感動をいたしておりますが、教材費については昭和六十年にこれは一般財源化をされておりました、つまり公立保育所運営費よりも早くに一般財源化されているんですが、そこで文科省に伺いたいんですが、この六十年以降ですね、教材費はどういう傾向にあるのか、措置率ですね、教えていただけますでしょうか。

政府参考人（前川喜平君） 地方自治体の教材費につきまして、これは小中学校でございますけれども、一般財源化されました昭和六十年以降、私ども文部科学省として実際に使われた額を調査しております。これは市町村ごとのばらつきが大きいわけでございますけれども、全体を足し合わせました場合に、昭和六十年におきましては、決算額で申しますと約三百二十九億円でございます、その同じ年度の地方交付税の積算基礎でございます基準財政需要額では約二百七十二億円でございますから、実際に使われた額が交付税措置額に対して一二・一%だという実態がございました。その後、平成八年度までは基準財政需要額を上回る予算化がなされていたわけでございますけれども、その後一貫して低下傾向にあるという状況でございます。

林久美子君 つまり、これは一般財源化されてやっぱり下降傾向にずっとあるわけですね。六十年以降といえば、景気がいいときも悪いときもいろいろあったわけですが、傾向としては下がり続けているというのは、こういう予算は削られやすいと、付きにくいと、使われにくいというところが私やっぱりあるんだと思います。これは大臣も御存じのように図書費も同じです。

そうした中で、子供たちの教育の重要性というのはもう十分に御認識かと思えますけれども、やはりこの国の未来を担うのは私は子供たちだと思っています。そのために、やっぱり借金も次の世代に残さないようにしようじゃないか、あるいは子供たちが安心して育っていけるように雇用も整えようじゃないか、きちっと教育の充実も行おうじゃないかと。国際競争力というのであれば、しっかりとやっぱり子供たちを育てる努力をしなきゃいけないんじゃないかということをも分みんなが思っているにもかかわらず、こういうところに実際予算が使いたくても使えないと。それは縮減割合でいったら、ほかのものに比べたらまだましですよというお話でございましたけれども、まだましというレベルではなくて、やっぱりちゃんと投じて、未来に投資をしていくというのも私は欠かせないことだというふうに思っております。

時間も迫ってまいりましたので、大臣に、申し訳ないんですが、二つまとめて伺わせていただきたいんですが、まずやっぱりこの基準財政需要額の中の教育費をもうちょっとボリュームを持たせていただきたいと、これはお願いが一点です。

それともう一つ、結局、今日ちょっと時間の中でいろんなことをやる申し上げましたけれども、やはり光と影というお話が冒頭ございました。そういった意味では、何とかなかな、補助金とか交付税とかいうものに関してメリット、デメリットがあるし、国の役割、地方の役割も整理をしていかなきゃいけないしという中であって、この国は、やっぱりこれ大事なことだと思うんですが、確実に地方分権、地方主権の社会に向かっているわけですね。

そうした中で、鳩山大臣も先日所信表明で触れていらっしゃいましたけれども、新分権一括法案、これ平成二十一年度中できるだけ速やかに国会に提出をするというお話でございましたけれども、まさにこの法案の中では、様々な具体的な事例を踏まえながら、そして地方の財政状況をきちっと考えながら、国がやるべきことは何なのか、地方がやるべきことは一体何なのか、そうした中でどういうふうな交付税の制度であるべきなのかということをしっかり踏まえて、そういったメリット、デメリット、光と影を検証した、いわゆる真の地方分権の社会を実現させるための法案として御提出をいただきたいと。これは御決意をお伺いしたいんですけれども、この二点、いかがでしょうか、お願いします。

国務大臣（鳩山邦夫君） 教育関係について、基準財政需要にボリュームを持って積んでいけというのは全くおっしゃるとおりで、私はこの教材費の今グラフを見ておりますが、教材費については、私かなり一生懸命やってきたつもりで、当時の総務省の香山自治財政局長等をお願いしたら、合点だ、やってあげようと、こういう感じだったんです。合点だ、やってあげようというのがこの上の交付税のグラフで、実際に使われたのがその半分とまでは言わないけれど六割ぐらいしか決算額でいえば使ってないと、こういうことでございますから、この辺どういうふうに、ただ、こっちが需要積んでも使わないということでは困りますので、これは前川喜平さんも頑張ってやはりやっていただかないと困ると、

こういうふうに思います。

それから、おっしゃるとおりなんです。地方分権改革の問題は、おとといでしょうか、工程表を作りました。その工程表によって、改革大綱をこの年末に作って、それから地方分権一括法を出して、二十四年から新しい制度だと、こういうことになっておりますが、当然それをやる場合には、私は、新しい国と地方の関係というものを考える場合には、国の出先機関がどういう形になるかというのは二の次なんです。国の事務と権限をどこまで地方に移すかということがまず第一。いっぱい移した中で初めてスリムになった国の新しい出先機関の形ができる。

そういうことになりますと、今のような地方の財政ではどうにもならないわけですから、財源自体、つまり今の国税を地方税に大幅に移さなければできないことでございますから、それは国を挙げての、与野党を挙げての大事業として取り組まなければこれは絶対できないと、そう思いますので、一緒にやりたいと思います。

林久美子君 ありがとうございます。

図書費、教材費は御存じのように計画にのっとって積み立てられているものなんですが、それにもかかわらず予算の措置率が低いということは、使いたくても使えないんだ、足りないんだということを十分に御認識をいただきたいということと、しっかりと改革に取り組んでくださると、地方の財政的な部分でしっかりと自立ができるように応援をするんだという御決意をいただきましたので、くれぐれもよろしく願いますということをお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。